

原町内会規約「抜粋要約版」

第1項(会の目的)

この会は、次の様な共同活動により、よりよい地域社会づくりを目指す。

- ① 会員の意見・要望等の調整及び取りまとめ
- ② 回覧板の回付及び広報（「ふじさわ」）の配布により住民相互の連絡
- ③ 地域内の美化・清掃・防犯・防災等の整備と町民の参加活動
- ④ 運動会や地引網等レクリエーション活動

第2項(会の事務所)

所在地：藤沢市本鵜沼三丁目1-12の原町内会館に事務局を置き
事務員1名を配備。
(TEL・FAX 0466-34-7903)

第3項(会員の入退会と町内会費)

- ① 入会手続
末尾に定める区域内に住む個人(及び家族)で、入会申込書を会長に提出・受理されること。
- ② 会費
会費は町内会費月額200円を原則として一年分(2,400円)を一括して期初に納める。
- ③ 退会手続
(i)町会の定める地域外に転居した場合
(ii)本人より退会届が会長に提出・受理された場合
(iii)退会による未経過会費は申し出により返却(月割)する。

第4項(組と組織)

会務の円滑な運営を図るために、この会の区域をひと組あたり10世帯前後に分け各組に組長を置く。

第5項(組長の選出)

各組の組長を輪番で一人ずつ選出する。

第6項(組長の職務)

- ① 広報紙の配布及び回覧板の回付等会員相互の連絡
- ② 町内会費の徴収(原則として期初に一括徴収し、事務所に届ける)
- ③ 町内会の役員会で決定した事項を徹底

第7項(組長の任期)

組長の任期は1年(町内会の会計年度：毎年4月1日～翌年3月31日)とする。
但し、再任は妨げない。

第8項(町内会の役員及び人数)

- ① 役員は総会において会員の中から選任する。
- ② 会長(1名)、副会長(若干名)、文化部、環境衛生部、防犯部、交通部、防災部(各部若干名)、会計(2名)、監査(2名)、相談役(若干名)
会長、副会長ほか役員は26名('09,10,1現在)

第9項(役員任期)

役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

第10項(総会)

- ① 総会は定期総会と臨時総会の二種とする。
- ② 総会は当会の運営に関する重要な事項を議決する。
- ③ 総会は会員二分の一以上の出席を必要とする。
但し、出席出来ない会員は他の代理人に表決を委任することが出来る。

以上

付 則

町内会の区域(別紙参照)